

あぐりぽうと

鹿角市農業農村支援機構 かづのアグリポートセンター

秋田県鹿角市花輪字荒田4-1 鹿角市役所農業振興課内
〒018-5292 TEL30-0276・FAX30-1515
E-mail: agri@city.kazuno.lg.jp

令和7年3月1日発行
第182号



祝 地理的表示（GI）登録。産地の強みや魅力が見える化され「本物の原産地」として認められました。

農業経営セミナーのご案内

第1部 テーマ：『農業の最大の付加価値に気づき、生産マインドを高める！』

講師：菜園生活「風来」 西田 栄喜 氏（石川県能美市）

栽培技術のみならずその農園が持ち得る付加価値に気づき、商品・サービスを創り出すことが重要です。農業経営の規模や作目を問わず「付加価値・加工・販促・無農薬・有機」などのキーワードをひも解きながら、収益を上げるための手法を学ぶことで農業に携わる多くの人に役立つセミナーを開催します。

第2部 テーマ：『みどりの食料システム戦略について』

講師：東北農政局 秋田県拠点 主任農政推進官 佐藤 一広 氏

近年、気候変動の影響や生物多様性の低下、SDGs を始めとする環境への意識の高まりを受けて、社会全体を持続可能なものにしていくことが求められています。こうした中、農林水産省では、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現するため、みどりの食料システム戦略を推進しています。

このたび、環境に配慮した農林水産物の生産及び販売に関する取り組み事例を通じて、取組の理解を広げるためセミナーを開催します。

【日 程】		【講師紹介】
日 時	令和7年3月12日（水）	1969（昭和44）年石川県生まれ。大学卒業後バーテンダーへ。1994年オーストラリアへ1年間遊学。帰国後ビジネスホテルチェーンにて支配人を3年間勤めたあと、帰郷。1999年菜園生活「風来」を起業。年間50種類以上の野菜を育て、野菜セットや漬物などホームページにて販売。著書は「小さい農業で稼ぐコツ～加工・直販・幸せ家族農業で30a1,200万円～」(農文協)
第1部	13時30分～15時15分	
第2部	15時30分～16時30分	
場 所	感動鹿角パークホテル2階 ○○の間 鹿角市花輪字堰向30番地	

※参加料無料です。

問 鹿角市農業農村支援機構 TEL30-0276
鹿角地域農業再生協議会 TEL30-0274

～ 農 業 者 の 皆 様 へ ～

農地の貸借（売買）の方法が変わります！

農業経営基盤強化促進法（基盤法）の改正により、令和7年3月末で農用地利用集積計画による利用権設定はできなくなります。令和7年4月から農地貸借（売買）の方法は、農地中間管理機構（機構）を介した促進計画、農地法3条に基づく農業委員会の許可の二つ2つとなります。

	中間管理事業（機構）	農地法3条
契 約 内 容	所有者 ⇄ 機構 ⇄ 耕作者	所有者 ⇄ 耕作者
貸 借 期 間	原則10年	当事者で決定
期間終了後の取扱	契約期間満了と同時に終了	解約の申し出が無ければ自動更新
賃 料	基本的に現金。耕作者が機構に支払い、所有者に支払う。	現金・物納どちらかでも可。
契 約 書	契約書類は機構で作成し記入 個所は自身で署名のみ	所有者自身若しくは耕作者自身が記入
相 続 関 係 等	相続権利者すべての同意のもと 相続登記が完了していること。	相続登記が完了していない場合は利用不可

詳しくは下記のQRコードをご覧ください



問 鹿角市農業委員会 TEL30-0283

冬眠明けのクマに注意！

春は、クマが冬眠から覚め食べ物を求め活発に行動しますが、特に一番最初に食べるものはフキノトウと言われています。山菜取りで山に入るときは、クマよけ鈴や大きな音が出るものを携帯しましょう。

鳥獣害被害防止対策について

野生鳥獣害対策は、駆除や柵設置だけではなく、集落の環境を改善するという抜本的な対策を併用しない限り被害は減りません。周辺の環境について再度確認しましょう。

- ・集落内の収穫残さや放任果樹を無くす
- ・耕作放棄地や藪など隠れ場所を無くす
- ・加害野生動物の行動に合った柵を設置する



無許可・無免許での罠の使用は違法です!!

無免許での罠の使用は非常に危険です。また、罠使用による重大事故に繋がります。たとえ自己防衛のために自分の敷地内で使用する場合でも、県が実施する試験に合格して免許の交付を受けて捕獲の許可を得て使用しましょう。

違法となる行為の例

- ・無免許・無許可によるネズミ以外の鳥獣の捕獲罠の設置や使用
- ・とらばさみなどの禁止猟具の使用
- ・ツキノワグマの捕獲に罠を使用する行為
(有害駆除は県から特別な許可を得て罠を使用)

●違反行為に対しては一年以下の懲役又は百万円以下の罰金が科されます。警察によるパトロールも常時実施されております。



問 鹿角市農地林務課
森林経営管理班 TEL30-0691

果樹栽培サポーター育成講習会

「北限の桃」や「鹿角りんご」は鹿角を代表する農産物です。来年度も果樹産地を支える「果樹栽培サポーター」の育成講座を下記のとおり開催します。

果樹農家を支え果物を育てる喜びを体験してみませんか。

《対 象 者》 鹿角市までの異動が可能で、心身ともに健康な方

※定員10名程度

《受 講 日 程》 年間10名程度（平日）

※座学講座30分程度／実技講座60～90分程度

《受 講 期 間》 令和7年4月～令和8年2月末

《講習会会場》 かづの果樹センター（鹿角市花輪字小坂野3-12）ほか

《参 加 料》 無料

◆講習会時は傷害保険に加入いたします。その他ご不明な点は下記までご連絡ください。

問 鹿角市農業振興課ブランド作物推進班 TEL30-0243
(鹿角地域果樹産地協議会事務局)

シャインマスカット栽培にチャレンジしてみませんか？

鹿角管内に育苗ハウス等を利用しシャインマスカット等大粒ぶどうの栽培が拡大しています。新たに栽培を始めたい方や興味がある方を対象に説明会を開催しますので、この機会に参加してみませんか。

《日時》 令和7年3月12日（水）18時～1時間程度を予定

《場所》 鹿角市交流センター2階第1研修室

鹿角市花輪字荒田1-1

《内容》 鹿角における大粒ぶどうの栽培について

鹿角ブドウ栽培研究会の活動について

《講師》 秋田県果樹試験場 研究員 鹿角ブドウ栽培研究会

かづの果樹センター TEL25-3231
問 鹿角市農業振興課ブランド作物推進班
TEL30-0243

JAかづのからのお知らせ お取扱期間 2025年3月31日まで 【※適用利率は市場金利の動向を見ながら変更になる場合があります】

退職金定期貯金



◎年金受取口座をJAかづのに予約していただいた方・指定替えをされた方が対象となります。
◎令和5年3月31日～令和7年3月31日までに退職された方の退職金が対象となります。
(退職金受取金額を確認できる資料のご提示をお願いいたします。)

※「満快」定期貯金の詳細につきましては、下記までご連絡下さい。

花輪支所 23-2159 十和田支所 35-2072 金融課 22-2007

特別金利

店頭金利に 上乗せ

年 0.20%
(税引前)

1年または2年

一生懸命働いた
ごほうびに！